

会議結果報告書

平成27年4月30日

会議の名称	第2回志木市番号制度導入推進本部幹事会
開催日時	平成27年4月28日(火) 午前10時30分～午前11時30分
開催場所	庁議室
出席委員	[幹事会メンバー] (※進行者) ※ 松永政策推進課長、菊池事務管理課長、 榎本総合窓口課長(代理)、山崎福祉課長、園原都市計画課長、 小日向教育総務課長、藤議会事務局次長、 今井監査委員事務局主幹(代理)、 豊島秘書広報課長 (計9人)
欠席委員	清水会計課長 (計1人)
説明員職氏名	石川政策推進課主幹 (計1人)
議題	1 開会 2 議題 ・平成27年度スケジュールについて ・番号利用条例のパブリックコメントについて ・個人番号カード再発行手数料について ・ 3 閉会
結果	開会 進行者より挨拶 議題 1. 平成27年度スケジュールについて 平成27年度の番号制度関連のスケジュールについて事務局より

説明。

2. 番号利用条例のパブリックコメントについて

(1) 用語の定義について

用語の定義について事務局より説明。

(2) 番号法の規定による、条例制定の必要性について

番号法の規定により、条例に規定しなければならないことについて、事務局から説明。

①個人番号の独自利用、②特定個人情報の庁内連携、③庁内他機関への特定個人情報の提供、④個人番号カードの多目的利用、の4種類があり、④については志木市では現段階では該当なしの予定。

また、②③については、すべての市町村が該当するため、①がなかったとしても条例の制定が必要であることを説明。

(委員)

例えば、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険などで所得の情報をこれまでも利用しているが、それらについても条例が必要となるのか？

(事務局)

個人番号を利用することにより、特定個人情報の利用となり、条例が必要となる。

(委員)

個人番号を利用せずに、従来の宛名番号で連携した場合はどうか？

(事務局)

連携そのものに個人番号を利用しなくても、連携先でも個人番号と情報が紐付く場合は、特定個人情報が連携されたと見なされ、条例が必要となる。

(3) 個人番号の独自利用について

個人番号の独自利用について、担当課より提出されたものを、事務局で精査した結果を報告。

システム的に、法定事務と一体的に処理されるもの1事務、申請者の添付書類が省略できるもの4事務。

(4) 個人番号の独自利用に関する条例について

個人番号の独自利用に関して、どのタイミングで条例化するかを検討。

法定事務と一体的に処理されるものについては、平成 27 年 9 月議会で上程の必要があるが、他の 4 事務については、近隣市の状況等を勘案して決定することとなった。

(委員)

条例化しておいて、個人番号の利用は後で、という運用も可能なのか？

(事務局)

個人番号の利用については、いわゆるできる規定であり、可能である。

(5) 利用条例のパブリックコメントについて

パブリックコメントについて、行うかどうかを検討。

新たな条例の制定であり、やるべきとの意見で一致。

(6) 条例制定されていない事務の条例化について

現在、規則や要綱で規定されている事務について、個人番号の独自利用を行う場合、条例化するのが望ましいとの国の回答を受けて、条例化をするかどうかを検討。

条例化していく方向で決定した。

3. 個人番号カード再発行手数料について

通知カード、個人番号カードの再発行手数料について、手数料条例に載せて本人負担とするか、政策的に市の負担とするかを検討。

受益者負担の観点から、本人負担とすることに決定した。

4. 個人情報保護条例、情報公開・個人情報保護審議会条例について

次第にはないが、特定個人情報保護評価等に関して、条例改正を行う必要があり、新旧の比較表が完成したので、参考のため配布。

(委員)

利用条例の付則で対応できるのではないか。

(事務局)

	その方向で検討する。 閉会
事務局職員	石川政策推進課主幹